

工事費内訳書の提出について

発注課（所） 茨城県福祉部障害福祉課

工事番号及び

第

号

工 事 名

県立あすなろの郷北側進入路等道路改良舗装工事

この入札においては、入札に際し、入札書に記載される入札金額に対応した工事費内訳書の提出を求めます。

- ◆ 工事費内訳書の提出のない者のした入札は、無効とします。
- ◆ 工事費内訳書は、別紙の作成例に準じて作成してください（様式は任意とする）。
- ◆ 工事費内訳書は、返却しません。また、提出された工事費内訳書の引換え、変更又は取消しは認めません。
- ◆ 工事費内訳書の提出は、契約上の権利義務を生じるものではありません。
- ◆ 談合があると疑うに足る事実があると判断される場合には、提出された工事費内訳書を公正取引委員会等に提出します。

作成日: 年 月 日

工事費内訳書

(工事番号) 07-00-000-0-001 (工事名称) 道路改良工事

(商号又は名称)

(代表者名)



工事区分、工種、種別、細別、規格	数 量	単位	単 価	金 額	摘 要
道路改良				18,135,000	
道路土工				1,380,000	
掘削工				1,380,000	
土砂掘削	2,000	m ³		300,000	
バックホウ掘削積込	2,000	m ³	150	300,000	
路体盛土工				130,000	
流用土路体	1,000	m ³	130	130,000	
不足土				950,000	
不足土搬入	1,000	m ³		950,000	
不足土運搬(20km)	1,000	m ³	950	950,000	
擁壁工				16,400,000	
作業土工				1,350,000	
床堀	600	m ³	250	150,000	
埋戻し	600	m ³	2,000	1,200,000	
現場打擁壁工				15,050,000	
均しコンクリート (18-8-25(高炉))	300	m ³	1,600	480,000	
コンクリート (18-8-25(高炉))	400	m ³	15,000	6,000,000	
型枠(均しコンクリート用)	40	m ²	3,000	120,000	
型枠(擁壁本体用)	1,200	m ²	7,000	8,400,000	
諸材料(目地材、水抜パイプ)	1	式	50,000	50,000	
仮設工				355,000	
工事用道路				355,000	
工事用道路盛土	500	m ³	500	250,000	
路盤工(t=200mm)	100	m ²	700	70,000	
敷鉄板設置・撤去	10	枚	1,500	15,000	
敷鉄板損料	10	枚	2,000	20,000	
直接工事費				18,135,000	
共通仮設				3,851,000	
共通仮設費(積上分)				651,000	
運搬費				651,000	
建設機械分解組立輸送費	1	式		400,000	
仮設材運搬・積込・取卸費	17	t	3,000	51,000	
現場環境改善費	1	式		200,000	
共通仮設費(率計上分)				3,200,000	
共通仮設費計				3,851,000	
純工事費				21,986,000	
現場管理費				5,801,000	
工事原価				27,787,000	
一般管理費等				3,700,000	
契約保証費用				13,000	
工事費計				31,500,000	
見積価格(入札書の見積金額)				31,500,000	

(直接工事費のうち、材料費 〇〇〇円)

(直接工事費のうち、労務費 〇〇〇円)

(現場管理費のうち、現場労働者の法定福利費の事業主負担額 〇〇〇円)

(現場管理費のうち、建設業退職金共済契約に係る掛金 〇〇〇円)

(工事原価のうち、安全衛生経費 〇〇〇円)

※作成にあたっては、次頁「工事費内訳書作成に関する注意事項」に留意すること。

「工事費内訳書作成に関する注意事項」

- 1 工事費内訳書は、入札（見積）書（茨城県建設工事執行規則第5条第1項関係様式第1号）に記載する見積金額の内訳を記載するものであり、適切な原価計算に基づき積算した結果を記載するものとする。
- 2 A4版（縦使い又は、横使いいずれでも可）とする。また、複数枚になってもよい。
- 3 工事費内訳書は、作成日、工事番号、工事名称、商号・代表者名（印）を記した表紙を別葉とすることができる。
ただし、閲覧用図書の工事概要書（写しを含む。）あるいは、見積書を表紙として使用してはならない。
- 4 代表者印については、電子システムにより提出する場合は、その押印を要しない。
- 5 最下欄の見積価格は、入札（見積）書の見積金額と一致していること。
- 6 内訳は、各工事の閲覧用図書に参考資料として添付されている本工事費内訳書の細別・規格程度まで記載することを目安とする。
（閲覧用図書の工事数量総括（内訳表）（種別及び数量の一式レベル）よりも詳細な内訳であることに十分留意すること。（ただし、閲覧用図書の工事費内訳書の数量欄が一式表示である場合は、この限りでない。））
- 7 当該工事の閲覧用図書の参考資料として添付されている本工事費内訳書を利用して単価、金額欄を記入したものを添付してもよい。
この場合、工事価格欄の摘要欄に、「見積価格（入札書の見積金額）」と記入するものとする。
なお、見積価格は、消費税相当額を含まない額とすること。
- 8 工事費内訳書は、積算の内訳を明らかにするものであることから端数処理の場合を除いて、「値引き」や「割引」など理由のない減額項目を記載しないこと。
- 9 工事費内訳書に、材料費、労務費、現場労働者に関する法定福利費（労災保険料、雇用保険料、健康保険料、厚生年金保険料の法定の事業主負担額）、安全衛生経費（労働安全衛生法令等に基づく労働災害防止対策に必要な経費）及び建退共掛金を必ず記載すること。
- 10 工事費内訳書の記載に不備等があったときは、説明を求める場合がある。